

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 7 年 4 月 18 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

令和 7 年度羽曳野市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和7年度 羽曳野市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和7年度羽曳野市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ809,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月18日 専決

羽曳野市長 山入端 創

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財産収入		千円 0	千円 44,280	千円 44,280
	1 財産売却収入	0	44,280	44,280
	歳 入 合 計	765,127	44,280	809,407

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 土木費		千円 529,180	千円 44,280	千円 573,460
	2 都市計画費	410,800	44,280	455,080
	歳 出 合 計	765,127	44,280	809,407

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

[illegible]

[illegible][illegible]

2 歳 入

4 款 財産収入 44,280千円

1 項 財産売却収入 44,280千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 不動産売却収入	0	44,280	44,280
計	0	44,280	44,280

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 用地売却収入	44,280	用地売却収入 44,280

3 歳 出

2 款 土木費 44,280千円

2 項 都市計画費 44,280千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 公園費	千円 0	千円 44,280	千円 44,280	千円	千円	千円 44,280	千円
計	410,800	44,280	455,080	0	0	44,280	0

節		説 明
区 分	金 額	
16 公有財産購入 費	千円 44,280	千円 用地買収費 44,280